

沖縄観光親善使節「花笠マハエ」キャラクター利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は沖縄観光親善使節「花笠マハエ」及び「ちむ&くる」イラスト、着ぐるみ、ぬいぐるみ（以下キャラクター等）利用に関し必要な事項を定めるものである。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下 OCVB）に属する。

(利用許可申請)

第3条 キャラクター等を利用する者は（以下申請者）、あらかじめ OCVB の許可をうけなければならない。使用許可を受けた事項を変更する場合についても同様とする。但し、新聞・テレビ・雑誌等報道関係者が報道目的に利用する場合はこの限りではない。

2 申請者は、利用申請書（別紙様式第1号）に、次の書類を添えて OCVB に提出しなければならない。

- (1) 申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の利用状況がわかる資料・完成見本等
- (3) その他、OCVB が必要と認める資料

(利用許可の期間)

第4条 キャラクター等の利用許可の期間は、第3条の規程により利用許可を受けた日からその日が属する年度の末日（3月31日）までとする。期間満了後、引き続きキャラクター等を利用する場合は、改めて申請を行い利用許可を受けなくてはならない。

(利用許可の制限)

第5条 OCVB は、申請内容が次のいずれかに該当する場合は、キャラクターの利用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) OCVB 及び沖縄県観光の信用やイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (3) 第3者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合

- (6) キャラクター等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (7) キャラクター等の著しい変形、その他キャラクター等の利用が適当でないと認められる場合
- (8) その他、OCVB が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第6条 キャラクター等の利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された利用内容にのみ利用すること。
- (2) 許可をうけた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 当該利用に係る完成品または写真を提出すること。
- (4) キャラクター等を用いた場合、キャラクター名以外に下記クレジットを明示しなければならない。

※スペースがある場合

- (C) Copyright (一財)沖縄観光コンベンションビューロー, All Rights Reserved.
- (C) Copyright Okinawa Convention & Visitors Bureau, All Rights Reserved.

※スペースが少ない場合

- (C) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー
- (C) Okinawa Convention & Visitors Bureau
- (C) OCVB
- (5) その他、OCVB が定める要件。

(利用責任)

第8条 OCVB は、キャラクター等の利用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、キャラクター等の利用に際し故意又は重大な過失により OCVB に損害を与えた場合、これによって生じた損害を OCVB に賠償しなければならない。
- 3 利用者は、キャラクター等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い OCVB に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

(利用の独占禁止)

第9条 本利用許可の申請は、利用者が自己の商標登録や意匠とするなど、独占してキャラクター等を利用する権利を付与するものではない。また、商品、利用者等について OCVB 及び沖縄県の推奨を行うものではない。

(許可内容の変更等)

第 10 条 利用者が利用許可の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第 2 号)を提出しなければならない。

(許可取消し)

第 11 条 OCVB は次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の取り消しを命じることができる。

- (1) 利用者が、利用上の遵守事項に違反した場合
- (2) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 申請内容と異なるキャラクター等の利用をした場合
- (4) その他、キャラクター等の利用継続が不適当であると認められた場合

2 OCVB は、前項の規程による利用許可の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第 12 条 OCVB は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び実施に係る経費又は役務を負担しない。

(利用状況の調査)

第 13 条 利用者は、OCVB からキャラクター等の利用状況について調査依頼を受けた場合は、利用状況を調査・報告しなければならない。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関し必要な事項は、OCVB が別に定める。

附 則 この規程は、平成 24 年 10 月 22 日から施行する